

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

制 度 名	連結法人に係る国税関係手続の簡素化等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	行政手続の簡素化により、企業のコスト削減及び生産性の向上並びに円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、連結法人への加入・離脱、連結法人の異動等の、税法上、連結法人に義務付けられている届出書の提出等に係る手続について、所要の整備を図る。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (—) (—)	百万円 百万円 百万円

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

ビジネス環境を改善し、企業の生産性を向上させる観点から、企業が経済活動において直面する行政手続コストを削減する必要があるとあり、未来投資戦略等においても、政府横断的に、一度企業が提出した情報は二度と求めないこと（ワンスオンリー原則）を原則とする見直しを行うこととされている。

以上の観点及び企業の円滑・適正な納税環境を整備する観点から、連結法人への加入・離脱、連結法人の異動等の、税法上、連結法人に義務付けられている届出書の提出等に係る手続について、所要の整備を図り、企業の事務負担を軽減する。

(2) 施策の必要性

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）にも記載のとおり、税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。

【未来投資戦略（平成29年6月9日閣議決定）】

第1 ポイント

II Society 5.0に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

目指すべき社会像

2020年3月までに、行政手続コストが原則20%以上削減され、国内外の企業にとって世界で一番活動しやすい事業環境が提供されている。企業は、行政手続による不要な手間から解放され、本業である付加価値創造活動に専念している。行政手続について、事業者にとって使い勝手の良い形でオンライン化され、書式・様式が共通化され、一度提出した情報は二度求められない（ワンスオンリー）。

第2 具体的施策

II Society 5.0に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底

あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により、一度提出した情報は二度と求めないこと（ワンスオンリー）を横串原則とする見直しを実施する。

【未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定】

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

i) 旗艦プロジェクトの推進

② 法人向けワンストップサービスの実現

規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	経済産業 経済基盤
		政策の 達成目標	—
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中の達成 目 標	—
		政策目標の 達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—